

ましかいたより

武蔵村山市

No.228

市の鳥 メジロ



市の花 茶の花

発行／武蔵村山市議会

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

☎ 042-565-1111

武蔵村山市議会

検索

ホームページ

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shigikai/index.html>

メールアドレス

gikai@city.musashimurayama.lg.jp



いよいよ来るよ！みんなで乗ろう！モノレールフェスタ

令和6年 第1回定例会

令和6年度各会計予算を可決
一般会計予算を全会一致で可決
「学校給食費の無償化に全額公費負担を
求める意見書」を全会一致で可決

第1回定例会の概要

令和6年第1回定例会は、2月27日から3月21日までの24日間の会期で開かれました。この定例会では、市長提出議案37件、委員提出議案2件、議員提出議案4件、その他4件、陳情5件が審議・審査されました。また19人の議員が53項目について一般質問を行いました。

可決された令和6年度会計別当初予算

会計名	令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	比較
一般会計	355億9,246万8千円	311億3,382万6千円	14.3%
特別会計	176億494万5千円	172億9,829万9千円	1.8%
国民健康保険事業	78億4,818万3千円	80億4,917万5千円	△2.5%
介護保険	59億4,027万3千円	57億1,711万1千円	3.9%
都市核地区土地区画整理事業	17億9,502万1千円	16億3,950万7千円	9.5%
後期高齢者医療	20億2,146万8千円	18億9,250万6千円	6.8%
公営企業会計	26億3,828万8千円	15億245万7千円	75.6%
下水道事業会計※	26億3,828万8千円	15億245万7千円	75.6%
合計	558億3,570万1千円	499億3,458万2千円	11.8%

※下水道事業会計の予算額は、「総費用（下水道事業費用）－（減価償却費＋資産減耗費）＋資本的支出」による。

議会日誌

議（最終日）	21日（木）	18日（月）	15日（金）	14日（木）	13日（水）	12日（火）	11日（月）	8日（金）	6日（水）	5日（火）	4日（月）	（3月）	28日（水）	27日（火）	21日（水）	20日（火）	15日（木）	9日（金）	8日（木）	（2月）	1日（木）	2日（金）	5日（月）	30日（火）	19日（金）	16日（火）	15日（金）	5日（金）	（1月）	
	議	建設環境委員会 第1回市議会定例会 本会議（最終日）	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議

質問

当初の答弁であり、この後の再質問等の



清水 彩子
(新政会)

高齢者のうつ病対策について

高齢者のうつ病は、認知症と間違えやすいこと、高齢期ゆえの悩みが原因となることもある。①予防、②早期発見・支援、③家族への支援について伺う。

①高齢者のうつ病予防については、うつ病の原因になり得る加齢に伴う心身機能の低下や、社会的な役割の喪失に伴う閉じこもり、孤独感等の解消のため、健康教室やお互いさまサロン事業等を実施し、心身機能の維持や孤立化の防止を図っている。

②うつ病の早期発見及び早期支援については、日頃の相談、訪問等によりうつ病の兆候が見られた場合等には、相談窓口の案内や医療機関への受診勧奨を行うほか、必要に応じ、保健所等と連携し、うつ病を含む精神疾患について対応を図っている。

③家族介護者に対しては、個々の状況に応じて、専門の相談窓口や介護サービス等の利用について案内しているほか、家族懇談会を実施するなど、支援を行っている。

況に応じて、専門の相談窓口や介護サービス等の利用について案内しているほか、家族懇談会を実施するなど、支援を行っている。

新たに始まる不登校支援について

令和6年4月から始まる、不登校対応の巡回指導員による巡回、第三中学校に設置される、不登校生徒対象のチャレンジクラスについて伺う。

令和6年度から開始される東京都の不登校施策を受け、本市では、市内中学校の不登校生徒に対応する巡回指導員を配置する。また、第三中学校に東京都型不登校特別校のチャレンジクラスを設置し、不登校生徒に、より細やかな支援を行っていく。

すきま時間を活用した、市内就労のマッチングについて

市民が市内事業所で就労できる仕組みがあれば、働き手不足解消、多様な働き方の促進、経費削減、通勤時間短縮となる。仕組みづくりができないか伺う。

本市では、従来、ハローワークや東京じごと財団等の関係機関と連携して面接会やセミナーなどを開催し、市民の雇用確保や就労支援に取り組んでいる。近年、働き方の多様化が進む中、すきま時間の活用に特化した各種サービスやアプリケーションが提供され、短期・短時間のアルバイトに一定の需要があることは承知している。本市としては、現在、すきま時間を利用した市内就労を支援する仕組みづくりを独自に進める予定はないが、関連企業から包括連携協定の提案があった場合には、庁内で締結の可否を検討する。



石黒 照久
(公明党)

電気自動車（EV車）の充電器について

市役所駐車場にある急速充電器は利用者が多く、複数台の車が駐車場

で待機していることがある。急速充電器の増設や第2駐車場への移設等の考えはないのか伺う。

急速充電器の設置には、概ね2台分の駐車スペースが必要となる

市役所第1駐車場は満車となることが多いことなどを考慮すると、更に急速充電器を増設し、駐車スペース2台分を充電スペースとして確保することは難しいとされている。また、第2駐車場については、防犯上の観点から夕方には施錠をしているところであり、現状の利用方法等を考慮すると、第1駐車場の急速充電器を第2駐車場に移設することは、難しい状況である。なお、現在、第2駐車場には庁用自動車の急速充電器を設置しているが、当該充電器については老朽化が進んでおり、その更新についても検討が必要状況である。そのため、本庁舎における電気自動車の充電器の在り方等については、庁用自動車の急速充電器を含め、総合的に検討を進めていきたい。

道の駅の設置について

一時閉館中のかたくりの場に、道の駅の登録要件を満たす内容での改修、周辺施設との連携を行い、温泉施設のある道の駅として再開を目指すことができないか伺う。

道の駅の登録要件については、休憩機能や情報発信機能、地域連携機能が備わっていることに掲げられている。このうち休憩機能に掲げられている授乳やおむつ交換のできるスペース及び電話が24時間利用可能であることが必要とされているが、温泉施設については、現在のところ、道の駅の登録要件を満たすような改修を行う予定はない。なお、温泉施設の再開に当たっては、本市の観光拠点として、周辺施設とより一層の連携を図る必要があると考えている。

屋外体験学習広場について

①利用人数と主な利用内容。②テント泊等、泊りでの利用状況。③山を切り開いてエリアの拡張ができないか。④広場を囲うフェンスの設置状況。

①利用人数については、令和4年度は76団体629人となっており、主な利用内容については、青少年が

所属する文化・スポーツ団体等が、野外活動を通じた体験学習として、テントを設営し、バーベキューなどを行っている。②1泊以上での利用状況であるが、令和4年度は、76団体中47団体であった。③山を切り開いてのエリアの拡張については、総合運動公園整備事業用地の一部を暫定活用していることから、難しいとされている。④広場を囲うフェンスについては、老朽化していることは認識しており、令和5年度の公民館講座等で体験学習を通して、参加者による改修を予定していた。しかしながら、講師の調整等ができず実施できなかったことから、今後、職員による改修等を考えている。



鈴木 明
(市民のチカラ)

1泊6居場所（ペンション）

令和5年12月22日に「こども居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。本市のこども居場所の現状と課題、今後の取組について市の見解を伺う。

本市においては、まず学校が、多くの子どもたちにとって重要な居場所となっていると考えているが、児童館、学童クラブ、放課後子供教室及びボランティア団体等によって運営されている子ども食堂なども、子どもたちにとっての居場所となっている。しかしながら、いずれも学童期の子どもたちが中心となっていることから、様々な年代の子どもたちが気軽に集まれる多様な居場所や、地域との繋がりが持てる居場所、子どもたちにとって安心・安全な居場所を作っていくことが課題である。現在、新たな子ども計画策定のための、子ども・若者アンケートや、高校生グループワーキングにおいて、子どもの居場所についての意見聴取も行っていることから、その結果内容を参考にしながら取り組んでいきたい。

災害ケースマネジメントについて

①災害ケースマネジメントの取組を市はどう認識しているのか伺う。②災害ケースマネジメントの導入について、市の考えを伺う。

①災害ケースマネジメントとは、訪問等のアウトリーチにより、被災者一人一人の被災状況や生活の課題等を把握し、福祉、医療、金融、法律等の専門性のある関係機関と連携しながら、被災者の自立・生活再建が進むよう継続的に支援する取組と認識している。②当該取組の実施に向けては、相談者のニーズに応じて様々な課題に対応するため、民間を含めた各関係機関との連携が必要であり、その体制づくりや実施手法の確立が課題とされている。このため、今後予定している地域防災計画の修正を行う過程において、課題を整理していきたい。



天目石 要一郎
(清流)

国立感染症研究所について

感染症で昨年度に腸チフスが発生した。①市への報告は。②感染研からの普段の情報提供は。③BSL-4移動の進捗状況は。④動物実験の内容は。

①国立感染症研究所戸山庁舎で令和5年8月に発生した職員の腸チフス感染については、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会において、報告をいただいている。②国立感染症研究所からの情報提供については、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会を通じて行われている。③現在の検討状況については、厚生労働省に伺ったところ、厚生労働省に設置された国立感染症研究所BSL-4施設設置準備室において適地の候補を検討しており、国土地を所管する財務省と協議等を進めている状況とのことである。④令和5年11月に開催された国立感染症研究所村山庁舎施設運営協議会において、「ウイルス性出血熱に対する治療体制の確立」として、海外での承認

薬等の治療効果のデータを得ることを目的として、動物モデルの確立等を行う旨の報告があった。

ごみ集積所の跡地利用について

戸別収集が変わり、ごみ集積所が使われなくなった。①ベンチ、防災倉庫、道路拡幅などへ活用できるのでは。②ごみ集積所の所有権や固定資産税は。

①ごみ集積所の跡地については、個人や法人として民間が所有するものと本市が所有するものがあり、このうち民間が所有する跡地に係る固定資産税については、令和5年度から課税対象となったが、所有者がごみに合計した土地の課税標準額が30万円に満たない場合は課税されないものとなる。また、跡地の利用については、民間が所有する跡地は、所有者の方々に利用方法を検討いただくよう周知しているところである。本市が所有する跡地については、隣接する土地所有者の購入の意向を踏まえ、売却を前提に手続を進めているところである。購入の意向がない跡地については、今後、土地の形状や周辺環境を踏まえ、他の用途で活用が可能か検討していきたい。



内野 和典
(新政会)

柱ベンチについて

ゼロカーボンシティの実現に向け、脱炭素社会を推進する取組の一環として、公園などの公共施設へ設置することについて市の見解を伺う。

木材は住宅や家具として利用している間、1立方メートル当たり約0.6トンCO₂の二酸化炭素を固定しているとして、柱型の木材を使用したベンチについては、地球温暖化防止や間伐材の有効利用に寄与するものと認識している。今後の公園などの整備においては、温室効果ガスの発生抑制の観点からも、木材を使用したものを含めて環境に配慮したベンチ等の設置について検討して

一般

掲載されている内容は、通告に対する
詳細については、会議録等をご覧ください。

このことから、本計画を策定することにより、対象となる多摩開墾での農地の保全や有効活用、農業経営の効率化などが図られるものと考えている。



大野 正士
(新政会)

災害時における太陽光パネルの感電対策について

①市の現状について伺う。②今後の安全対策の取組について伺う。

地域農業経営基盤強化促進計画について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「地域計画」が法定化された。①地域計画の策定状況について伺う。②地域計画策定のメリットについて伺う。

①地域農業経営基盤強化促進計画、通称「地域計画」については、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに策定する必要がある。現在、令和6年度中に策定すべく、作業を進めている。これまでに、地域計画の対象となる多摩開墾内に農地を所有する方に対し今後の農地の利用意向等のアンケート調査を行い、その取りまとめを行ったほか、関係する農業者から現在の課題や今後の農業経営に向けた意向などを伺うため、令和6年2月及び3月に多摩開墾内地域座談会を開催しているところである。②地域計画については、市街化区域外の農地に関しては、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することで、対象区域で農業を行う方や新たな農地の担い手となる方による農地の集積・集約化等を推進するための計画となっている。



須藤 千詠子
(公明党)

ボール遊びができる広場の整備について

①南西地域のボール遊びができる広場の不足を感じるが、市の見解と今後の対策について伺う。②榎一丁目市有地E3地域の広場としての活用について伺う。

①現在、本市内には野球やサッカーなどにも利用いただいている地域運動場が3施設あるが、このうち南西地域には残堀・伊奈平地域運動場が設置されている。また、危険なボール遊びは禁止しているが、運動広場は市内計9施設のうちの2施設、都市公園は計18施設のうちの5施設が南西地域に設置されており、他の地域と比較してボール遊びができる施設数は少なくないものと考えている。このため、現在、南西地域を含めて新たに地域運動場等を設置する予定はないが、残堀・伊奈平地域運動場が野球やサッカーなどにも利用いただける施設であることについて一層の周知を図っていく。②榎一丁目市有地E3地区は、立川都市計画村山工場跡地地区計画により、E3地区は、地域の防災性の向上を図りつつ、潤いのある良好な空間の創出に資するよう、防災機能をもつオープンスペース等として防災空地を導入する地区と定められている。現時点では、E3地区を先行して整備する予定はないが、新庁舎建設が一定程度具体化した段階で、E3地区を含む市有地全体の一体的な整備について、検討していく。

SNSによる市の情報発信について

現在、X、F Bなど、様々な媒体で様々な情報が発信され、欲しい情報がわかりづらいとの声がある。各媒体のコンセプトと今後の改善への見解を伺う。



5歳児健診の導入について

発達障害がいなどを早期発見し、心の就学を目指す5歳児健診に、国の助成が開始された。子ども、保護者、学校に有意義な健診について市の見解を伺う。

⑤5歳児健診については、児童の発育状況や精神発達の状態等を健診により判定し、就学前までに必要な支援につなげることを目的としているものと認識している。本市においては、3歳児健診時に、発達障害等が疑われる乳幼児に対して専門医による診査を行い、その結果により、精密検査票又は紹介状を発行し、発達上の問題や障害の早期発見、早期療育に努めている。また、健診時だけでなく、その後の継続相談や、心理士等による各保育園等への巡回指導・相談事業などの実施により、3歳を超える児童への支援も行っている。現時点では、5歳児健診を実施する予定はないが、今後、課題等について研究していきたい。

防災対策について

①市の災害備蓄品に携帯トイレの追加を。②住宅の耐震化の状況と対策について。

①現在、市では、備蓄資材の保管スペースなども考慮し、避難所で使用するマンホールトイレや簡易トイレの備蓄を優先的に行っている。このため、携帯トイレについては、災害への備えとして各家庭においての備蓄を推奨しており、市ホームページ等で啓発を行っているところである。しかし、東京の被害想定の変更や令和6年1月に発生した能登半島地震で見えてきた様々な課題もあることから、今後予定している地域防災計画の修正を行う過程において、備蓄の考え方についても改めて整理していきたい。②本市における住宅の耐震化の状況については、耐震化率で答えると、平成30年の住宅・土地統計調査結果に基づく推計値で、約89パーセントとなっている。また、対策としては、本市の第二次耐震改修促進計画に基づき、各種情報の提供を行うとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物及び木造住宅の耐震化に対する助成を行っている。

小児インフルエンザ予防接種費用の補助について

小児が季節性インフルエンザ予防接種を受けた際の費用補助の実施について、市の見解を伺う。

③今般、令和6年度の東京都予防接種関連事業費予算案について情報提供があり、生後6か月から12歳までを対象とし、小児インフルエンザ任意接種補助事業の実施が示されたところである。このことから、本市においても、子どもの季節性インフルエンザ罹患の防止と健康の維持増進、子育て世代への支援等を考慮し、小児インフルエンザ予防接種の助成について、今後、検討していきたい。



前田 善信
(公明党)

ハト被害対策について

緑が丘地域では都営住宅の共用階段などにハトが住み着き、ふんによる被害が出ている。管理者である東京都と連携し、対策ができないものか伺う。

③都営村山団地においてハトによる被害があることについては、市民からの相談等により承知しているが、共用部分に関しては、指定管理者である東京都住宅供給公社に相談し、対応いただくよう御案内しているところである。また、都営村山団地の管理については、東京都及び東京都住宅供給公社の所管であり、現時点で本市が主体としてハトによる被害の対策を講じることとは考えていない。



生涯学習フェスティバル



藤枝 奈々
(日本共産党)**問 学校給食費の保護者負担軽減を**

①26市における給食無償化の進捗状況。②公立学校給食費負担軽減事業の概要。③本市でも完全無償化もしくは多子軽減を実施すべきでは。

①令和6年度に学校給食費の無償化を予定している26市の状況については、令和6年2月末日で、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、福生市、狛江市、西東京市及び本市の10市、また、第2子以降が町田市及び羽村市の2市、第3子以降が小平市であると認識している。ただし、実施に向けて調整中とする市もある。②東京都が公表した資料によると、区市町村が学校給食費の保護者負担の軽減に取り組む場合に、その財政負担の2分の1を東京都が支援をする事業となる。③学校給食費の無償化については、令和6年度一般会計当初予算に計上し、実施に向けた事務手続に着手したところである。

問 都営村山団地問題

①令和6年度の移転対象世帯数。②移転時の課題や住民から要望は出されているか。③利用されていない駐車場を来客用駐車場などに変更しはどうか。

①令和6年度の移転対象世帯数については、東京都に伺ったところ、263世帯とのことである。②移転時については、ごみの不法投棄対策が課題であり、住民からの要望は、現在のところ特にないとのことである。③利用されていない駐車場については、他の都営住宅において有料時間貸駐車場にしている例もあるが、当該団地においては、今後公募にて多数の世帯が入居するため、状況を見極め対応していくとのことである。

問 村山温泉がたくりの湯の在り方について

①今後の計画とそれに伴う費用について。②大幅な仕様変更や費用負担などを伴うのであれば、市民へ丁寧に説明し、理解を求めることが必要ではないか。

①村山温泉がたくりの湯については、市立温泉施設在り方検討委員会の報告内容を踏まえた上で、当面は既存の機能を維持しつつ存続することとし、令和7年度中の運営再開に向けて、今後、指定管理者の公募や施設・設備の点検及び改修を行うなど、順次準備を進めていく。運営再開に伴う費用については、今後実施する点検の結果を受けて交換や改修が必要となる設備等も考えられるため、現時点で改修費用は確定しておらず、運営再開後の費用についても、募集条件等を現在検討中であり、未定となっている。②当該施設の運営再開に当たり、温浴ゾーンやプールゾーンなど既存の機能は当面維持していく方針であり、説明会の開催等は特段予定していないが、今後、市報や市ホームページを通じて、運営再開の方針や見通しなど、適宜市民へ周知していきたい。

土田 雅一
(新政会)**問 市立野山北公園について**

ブルや運動場設備の老朽化が著しい。誰もが安全に利用できる環境整備は早急が必要であると考え、今後の管理計画や施設の在り方について伺う。

野山北公園ブルについては、昭和52年開設以来、40年以上経過し老朽化している状況であるが、必要に応じて部分的に修繕を行ないながら適切に維持管理に努めている。また、野山北公園運動場については、現在、取り外し式フェンスの改修工事を実施しており、年度内に完了する予定である。今後の計画や施設の在り方については、武蔵村山市施設保全計画(個別施設計画)に基づき、野山北公園ブルについては、令和8年度までに、方向性を決定していく。また、野山北公園運動場については、定期的に点検を実施するほか、必要に応じて改修等を行う。①狭山丘陵で発生している「毒キノコ」について、近年、首都圏の公園などの身近な場所でも「カエンタケ」の発生が報告されている。狭山丘陵内でも注意喚起を目にするが、本市の認識と発生状況について伺う。

カエンタケについては、表面がオレンジ色から赤色のキノコであり、夏から秋にかけてナラ類などの広葉樹林の地上に発生することが多く、毒性が強いことから触れても皮膚に炎症を起こし、誤って食べた場合、死に至ることがあるとされている。これまでにカエンタケを見つけたなどの市民等から市への通報はないが、指定管理者である狭山丘陵パートナーズに伺ったところ、都立野山北六道山公園の本市域内において、令和5年度は10カ所程度の発生を確認しているとのこと。本市としても、市ホームページ等により注意喚起をしていきたい。

問 市が管理する自転車道等の樹木伐倒について

近年、桜の落葉が早い傾向にあり、市民からの落葉対応の要望も多い。本市の認識と対応について伺う。

約300本の桜を有する野山北公園自転車道の落葉処理については、例年12月に実施する年1回の落葉清掃のほか、年24回のごみ巡回回収の委託の中で対応している。本市でも近年落葉の時期が早まっている傾向にあると認識しており、現場の状況を確認しながら落葉清掃の実施時期の調整などを行い、適切に対応していきたい。

問 能登半島地震の教訓を生かした本市の対応について

最大震度7を観測した石川県能登半島地震の教訓を生かした今後本市が取り組むべきと考える対応について伺う。

高橋 弘志
(公明党)

令和6年1月に発生した能登半島地震では、水道、電気、通信、道路といったインフラ全般においても多くの被害を受け、現在においても多くの被災者が避難所での生活を余儀なくされている状況と承知している。このことから、各インフラ復旧までの対応、被災者ニーズの把握と対応、受援体制の構築等、多くの課題があり、その対策が必要であると認識している。市では、地域防災計画を策定し、各対策を講じ、大規模災害に備えているが、今回の震災で見えてきた様々な課題もあることから、今後予定している地域防災計画の修正を行う過程において、災害に対する課題と対応について改めて整理していきたい。

問 書かない窓口の今後の取組について

市役所の書かない窓口は、多摩26市でも導入を始めた市が増えている。本市においても書かない窓口の実施に向け、具体的に推進すべきであるが見解を伺う。

書かない窓口については、その一部である、おこやみコーナーを、令和6年3月4日から運用開始した。その他の業務についても、市民サービスの向上及び職員の負担軽減に寄与することから、早期の導入を進めていく必要があると考えている。本市としては、市民にとって負担が大きい住民異動届に伴う各種手続を中心として、令和6年度に、導入に向けた調査検討を進めていく。

問 学童クラブの長期休業期間の昼食提供について

①保護者のアンケート対応の状況について伺う。②春休み試行実施の予定について伺う。③夏休みの実施に向けての具体的取組について伺う。

①②③学童クラブでの昼食提供に關しては、令和6年1月に在籍する児童639人の保護者に対し、「弁当サービスを利用したいか」など、7項目のアンケート調査を実施したところであるが、この結果を参考とした上で、令和6年3月26日から4月5日までの日曜日を除く10日間の子定で、試行実施するための準備を進めている。また、令和6年度の夏

休み期間中における本格実施に向けては、試行実施の結果を踏まえ改めて考えていく。

問 子育て支援について

①保育所待機児童の見込人数及び年齢別及び地区別の内訳について伺う。②東京都版こども誰でも通園制度による本市の具体的実施内容について伺う。

①待機児童の見込みについては、令和6年4月入所の2次募集時点の人数でお答えすると、新定義では4人で、年齢別の内訳はすべて1歳児である。地区別の内訳は、大南地区が2人、本町地区と三ツ藤地区が各1人となっている。一方、旧定義では20人で、年齢別の内訳は、1歳児17人、2歳児1人、3歳児2人となっている。地区別の内訳は、大南地区が6人、本町地区及び三ツ藤地区が各3人、神明地区、中央地区及び学園地区が各2人、三ツ木地区及び伊奈平地区が各1人である。②本市では、東京都版こども誰でも通園制度である「多様な他者との関わり」の機会の創出事業を、令和6年4月中旬から市内小規模保育所において実施することとし、0歳から2歳までの未就園児を、1日6人程度受け入れができるよう現在準備を進めているところである。

波多野 健
(新政会)**問 市の学力調査を踏まえ、よい学校教育について**

小学校4年生・5年生、中学校1年生・2年生を対象に市の「学力向上を図るための調査」が実施された。調査結果と学校教育の改善・充実状況等を伺う。

調査結果であるが、市の平均正答率は小学校第4学年国語は49.7%、算数は47.0%、小学校第5学年国語は59.3%、算数は43.4%、中学校第1学年国語は53.8%、数学は51.6%、中学校第2学年国語は58.7%、数学は42.5%であった。

小部山 吉則
(日本共産党)**問 本市における、男女平等参画の現状、施策について**

①現在取り組んでいる施策、広報活動について。②男女平等参画の現状について。上記2点について伺う。

①本市では、男女平等・男女共同参画社会の形成を更に推進するため、現在、第四次男女共同参画計画(ゆーあいプラン)に基づき各種施策を展開している。具体的には、男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する情報及び学習機

問 災害に強くなりたいについて

災害発生時に迅速な対応ができるよう、市は民間企業をはじめ関係機関・団体と災害協定を結んでいる。協定の締結状況や具体的役割の取決状況等を伺う。

災害に因する協定については、令和6年2月末日で他自治体及び医療・福祉分野等の各機関・民間企業等の各団体と計79件の協定を締結している状況である。また、協定の内容、役割としては、災害時における人的支援、資材材の供給、医療救護、情報伝達、避難場所の提供等、多岐の分野にわたるものとなっており、主には災害の状況により必要となる支援を市が判断し、市の要請に基づき、協定先が協定内容を実行する取り決めとなっている。



会の提供、資料・図書の展示や貸出し、講座やイベントの開催、相談事業等を行っていただいております。こうした中で、特に、性別による無意識の思い込みなどに関する理解を促進するため、市報や男女共同参画センターが発行する情報誌により周知啓発に努めているところである。②令和5年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位は、146か国中125位であり、政治参画と経済参画の分野が低くなっている。また、本市の市民意識調査においても、男女の平等感について、家庭生活や学校教育、職場など社会の各場面又は性別によって差異があるものの、十分な水準ではないことが明らかになっている。このため、男女平等・男女共同参画の意識醸成及び行動変容が引き続き課題であると認識している。

問 富士山噴火における、想定されている災害、並びにその対策について

111ある活火山に指定されている、富士山噴火時において想定される災害、並びにその対策について伺う。

答 本市の地域防災計画における火山災害対策では、富士山が大規模噴火した場合、都内の一部地域では10センチメートル程度、市内でも、数センチメートル程度の降灰が想定されている。この降灰により、交通、上下水道、人体や農作物等に影響が出ると考えられ、降灰後の降雨による土砂災害も想定している。このため、噴火が起きた際には、気象庁を始めとする各機関から情報収集を行い、降灰の予想や外出時に注意喚起等を市民に周知することとしている。また、降灰があった場合には、その被害状況を把握し、関係機関と連携した応急復旧活動等を行うこととしている。



木村 祐子
(市民のチカラ)

問 市有地のアスベスト問題の今後について

東京都多摩環境事務所の調査報告の内容について、詳しい説明と今後本件の解決に向けた市の考えを伺う。

答 東京都多摩環境事務所の調査結果については、令和6年2月9日付広資料第181号でお知らせしたとおり、再生砕石にアスベストを含むスレート片が混入する等の原因となった者や混入時点を特定することは困難であること、整地作業時点では、当該再生砕石が総体として廃棄物に該当するとの判断はできないこと、アスベストを含むスレート片を除く再生砕石の廃棄物該当性の判断については、市有地の利用用途等に適合したものであるか否かを市が判断し、適正に処理されたこととすることである。本市としては、東京都の調査結果を踏まえ、アスベストを含むスレート片等の除去に向け、適正な処理方法の検討を行っているところである。

問 低学年児童の男女同室での更衣について

小学校低学年が男女同室で体育着や水着に着替えていることについて、児童のプライバシーに配慮し改善すべきという声があるが、市の考えを伺う。

答 小学校低学年における体育着の着替えについては、多くの学校で男女同室としている。また、水泳については、男女別室としている。教育委員会としては、発達段階に応じた対応するよう、学校に指導していく。



田村 充子
(日本共産党)

問 市民のための第九期介護保険事業計画の実施に向けて

①包括支援センターの体制強化の内容。②保険料引上げや新総合事業の対象拡大などが続けば、経済的な理由で利用が制限される市民が増加するのではないか。

答 ①地域包括支援センターについては、ケアマネジメントの質の向上や、地域ケア会議による地域課題の把握や解決に向けた取組を推進するとともに、地域の実情に応じた人員配置等を行い、運営体制を強化していく。②介護保険料の引上げ等による介護サービスの利用への影響については、公費による低所得者の保険料軽減措置や介護給付費等準備基金の取崩し等により保険料上昇の抑制を図るとともに、生計困難者への介護サービス利用者負担額の軽減等を引き続き実施し、経済的な理由による介護サービスの利用控えがないよう取り組んでいく。

問 教職員の長時間労働の解消について

①本市の各学校の教職員の定数と充足状況を伺う。②1日平均の勤務時間及び最高勤務時間は。③授業準備はいつ行い、時間の保証はなされているか。

答 ①市内小・中学校の教職員定数と充足率については、小学校229人、中学校131人、計360人となっており、充足率は99.2%である。②1日の勤務時間の平均については、令和4年度調査で、小学校では9時間30分、中学校では9時間23分となっている。また、在校時間の最長時間については、小学校では16時間36分、中学校では14時間53分となっている。③教員の授業準備については、会議等の精選を行い、放課後に授業準備の時間を確保している。また、夏季休業期間中においては研修とともに、授業準備に当たっている。教育委員

会としては、引き続き教員の負担軽減策を推進していく。



内野 直樹
(日本共産党)

問 震災から市民を守る防災計画の強化

能登半島地震を目的の当たりとして市民に不安が広がっている。①本市の被害想定や避難所、ライフライン等の復旧計画。②現計画で市民の命を守るのか。

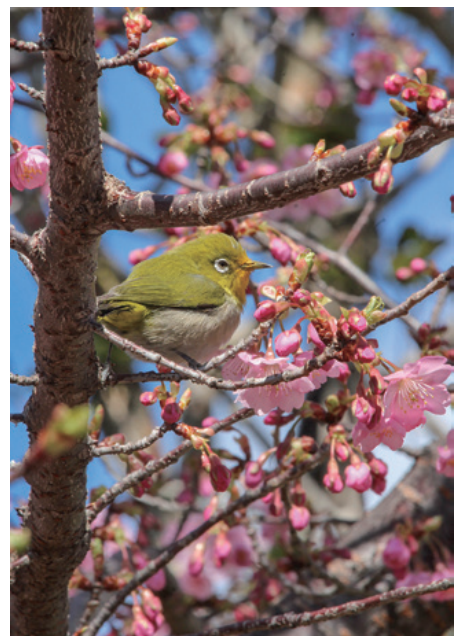
答 ①本市の地域防災計画では、東京都で試算した被害想定を引用し、マグニチュード7.3の多摩直下地震が発生した場合の最大被害として、建物の全半壊が約2000棟、火災、消失が約1600棟、死者48人、負傷者412人の被害を想定している。また、発災時の避難所生活者数を9711人と想定し、小・中学校や地区会館等の公共施設28か所を避難所として指定し、食料を始めとする支援物資の供給等を行うこととしている。上下水道及び電気等のライフラインの復旧については、迅速に被害状況を把握し、関係機関と連携して応急給水や工事等の応急措置を講ずるとともに、各インフラの事業者が主体となって人命に係る箇所、重要拠点や復旧効果の高いものから復旧活動を行うこととしている。②地

域防災計画は、行政・市民・事業者及び関係各機関が連携し、災害の予防、応急対策及び復興対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定したものである。なお、能登半島地震で見えてきた様々な課題もことから、今後予定している地域防災計画の修正を行う過程において、災害に対する課題と対応について改めて整理していきたい。

問 高齢者の補聴器購入補助制度の導入を求めて

①購入補助を実施する自治体数は。②第九期介護保険事業計画で認知症対策を強化するならば、本市でも難聴検査や購入補助を行うべきではないか。

答 ①難聴高齢者への補聴器購入費補助については、令和6年2月1日現在、多摩26市のうち、5市で実施している。②高齢者に対する聴力検査や補聴器購入費補助の実施については、難聴と認知症の因果関係等については、研究成果や国の動向を見定め、慎重に判断していく必要があると考えている。



問 PFAS汚染対策を国際基準に引き上げよ

①PFASの1日の許容摂取量。②国際がん研究機関におけるPFASの発がん性分類。③横田基地における泡消火剤の漏出事故調査や未利用の泡消火剤の処理は。

答 ①令和6年2月6日に開催された内閣府食品安全委員会がとりまとめた「有機フッ素化合物(PFAS)」の健康影響に関する評価書(案)においては、「耐容一日摂取量」として、人が一生にわたって食品から摂取し続けても健康に影響が出ないと推定される量について、PFOS、PFOA、それそれ体重1キログラム当たり1日に20ナノグラムと示されている。②令和5年11月30日、国際がん研究機関は、PFOAの発がん性分類について、4段階ある分類のうち最も高く、人に対して発がん性がある「グループ1」へ2段階引き上げ、PFOSについては下から2番目の人に対して発がん性がある可能

性のある「グループ2B」に初めて位置付けたと公表している。③横田基地における泡消火剤の漏出への対応については、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会において、「国の責任において基地内のPFAS漏出に係る地下水への影響について、調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと」を要請している。また、未利用の泡消火剤の処理については、「2024年9月までに、横田飛行場を含む全ての米軍施設・区域において、原料にPFASを含まない非フッ素泡消火剤に交換するか、水消火設備に移行する予定である」と伺っている。

問 欠陥機オスプレイの配備撤回を

昨年11月29日、鹿児島県屋久島沖に横田基地所属オスプレイが墜落した1事故原因は。②このまま飛行再開することなく、配備撤回を求めるべきは。

答 ①令和5年11月に発生した、横田基地所属CV-22オスプレイの墜落の事故原因に関する情報提供については、現時点ではない。なお、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会においては、CV-22オスプレイについて、「安全性が確認されるまで、飛行停止措置を講ずること」、「当該事故の経緯を明らかにするとともに、原因究明を行い再発防止を図ること」等について要請している。

性のある「グループ2B」に初めて位置付けたと公表している。③横田基地における泡消火剤の漏出への対応については、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会において、「国の責任において基地内のPFAS漏出に係る地下水への影響について、調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと」を要請している。また、未利用の泡消火剤の処理については、「2024年9月までに、横田飛行場を含む全ての米軍施設・区域において、原料にPFASを含まない非フッ素泡消火剤に交換するか、水消火設備に移行する予定である」と伺っている。

遠藤 政雄
(公明党)

① 村山園地について

① 移転予定の最近の状況を伺う。
② 過去の移転時の主な問題及びその対策を伺う。
③ ひまわり畑跡地に人口増になる中高層住宅の建設について見解を伺う。

④ 移転予定の状況については、東京都に伺ったところ、令和6年2月下旬に第2期工事の建築棟が完成し、今後外構工事を進め、令和6年冬頃の入居を目標としているとのことである。
⑤ 過去の移転時の主な問題点については、ごみの不法投棄であり、今後団地自治会と対策について検討していくことである。
⑥ ひまわり畑跡地を含む新青梅街道沿道については、本市の第二次まちづくり基本方針に基づき、周辺住環境との調和に配慮した良好な中高層住宅を誘導していきたい。

② 子どもたちの視点に立つまちづくりについて

① 市長はどのように要望などを聴いて取り組んでいるのか伺う。
② 本市の将来像のPRや対話する機会予定を伺う。
③ 中高生に公共施設の開放や居場所づくりを伺う。

④ 将来、本市の担い手となる子どもたちの視点は、活力あるまちづくりを進めていく上で重要であると認識しており、(仮称)多摩都市モノレール沿線まちづくり方針の策定に当たっては、小学校や高校の授業に参加し、地域の魅力や課題に関する意見聴取に努めているところである。
今後については、これらの意見を踏まえ、将来像などを取りまとめた段階で、オープンハウスによる対話型の説明会等を行っていく。
⑤ 中学生及び高校生の居場所づくりについては、健全な成長を支援するために必要なことであると認識している。
市公共施設を含めた居場所づくりについては、現在、新たな子ども計画策定のための、子ども・若

者アンケートや、高校生グループワーキングにおいて、子どもの居場所についての意見聴取も行っていることから、その結果内容等を参考にしながら取り組んでいきたい。

③ 市有地のごみ集積所の売却について

① 今後の売却予定を伺う。
② 売却時に予測される問題と対策を伺う。
③ 個別に相談及び対応する予定を伺う。
④ 売却後、本市の固定資産税は増額されるのか伺う。

① 市が所有するごみ集積所の跡地については、隣接する土地所有者に対し、令和6年2月に売却し案内書を個別に送付し、受付を開始しているところである。
今後引き続き、隣接する土地所有者の意向を踏まえ、売却に向けた手続を進めていく。
② ごみ集積所の跡地の売却先は、原則として、隣接する土地所有者に限定され、価格競争に適さないことが課題と認識している。
このことから、売却価格の算定において、当該土地の事情を考慮した減額措置を講じるなど、可能な限り、隣接する土地所有者に売却することができるよう努めているところである。
③ 購入に関する相談については、インターネットの問合せフォームのほか、電話、窓口、電子メールでも受け付けており、相談者の意向に合わせ、個別に対応しているところである。
④ 市有地であるごみ集積所の固定資産税については、地方税法の規定により非課税となっており、売却により民有地となった場合には、固定資産税の課税対象となり、隣接地と一体利用になるなど、現況の変化があることは、市有地であった土地と合わせて改めて、土地の評価額の算出を行うことで、固定資産税が増収となる可能性がある。
⑤ 市職員に対する理不尽な嫌がらせについて
① カスハラ(嫌がらせや言動)の実態を伺う。
② 管理職の対応件数を伺う。
③ 現在の対策や今後の予定を伺う。
④ 窓口での110番通報の基準について伺う。
⑤ 来庁者からの嫌がらせや言動、いわゆるカスティーハラスメントについては、一部の窓口において、

来庁者からの「長時間の拘束や同じ内容のクレームを繰り返す行為」、「名誉棄損や人格否定等に当たる行為」、「大声による罵詈雑言」など、一般的にカスティーハラスメントに該当するとしてされている言動・行為についての報告があり、このうち、管理職が対応したのも数件あったとの報告を受けている。
③ 職員課では、毎年度、相手の立場を立つて心情を理解することの重要性を認識した上でクレーム対応のスキルを習得等するため、クレーム対応研修を実施しており、その中で、職員は、カスティーハラスメントに類するような悪意のあるクレーム対応等についても学んでいる。
また、「武蔵村山市職員倫理の指針」では、市への要望や苦情等が、いわゆる不当要求行為に該当する場合には、上司に報告、相談の上、組織的対応に努めながら、毅然とした行動をとることが必要であると定めているが、別途策定する「武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針」では、カスティーハラスメントの定義や対応等については規定されていないことから、今後は、当該指針の改訂等について検討するとともに、現在、東京都が進めている「カスティーハラスメント防止条例」の制定に向けた動向等にも注視していきたい。
④ 窓口での110番通報の基準はないが、示威又は暴力の妨害になる行為をすることは武蔵村山市庁舎管理規則において禁止行為とされていることから、当該行為の態様等により各課で判断し、通報している。

長堀 武
(新国会)

④ 効果的・効率的な情報発信について

① 第二次広報戦略が策定されたが、策定の目的とポイントを伺う。
② LINEやSNSなど新たな広報媒体活用の考えを伺う。
③ ホームページ

リニューアルに向けた取組を伺う。
④ 武蔵村山市第二次広報戦略については、平成29年度に策定した武蔵村山市広報戦略を見直し、より時代の動向に合わせた広報活動を戦略的に推進することを目的として策定した。
本戦略の中では、職員一人一人が広報担当者である意識改革することを目的とした戦略として「みんなで広報」を、また確実に情報を届ける広報を実践する、シティブロモーションを推進する戦略として「伝わる広報」の2つの柱となる戦略を掲げ、それぞれ取り組みべき施策を定めている。
② LINEの活用については、新型コロナウイルスワクチン接種予約システムの一部として運用していたアカウントについて、令和6年度から新たな市政情報等の発信手段として活用していく。
また、新たな広報媒体については、情報収集を継続し、時代のニーズに合わせて、導入を検討していく。
③ ホームページのリニューアルについては、現在使用しているホームページ作成システムの導入から、令和7年度で10年が経過するため、情報システム調達基本方針に基づき、システムの入れ替えについて、検討していく。
また、ホームページ作成にあたり、職員の知識や技術を向上させる研修を実施し、広報に対する意識醸成を図っていく。

⑤ 空き家・空き店舗等の利活用について

① 空家等対策計画が策定されるが、マッチング支援など空き家の利活用に向けた具体的な取組を伺う。
② 空き店舗等の現状把握と利活用に向けた考えを伺う。

③ 空き家の利活用希望者と所有者等のマッチング支援のほか、マイホーム借上げ制度の情報発信などに取り組み、適宜、(仮称)空家対策協議会に意見聴取を行った上で、改善を図っていく。
④ 市内の空き店舗等の現状把握については、空家等実態調査の結果を踏まえ、商店街を含む地区を中心に職員が現地確認等を行い、数件の空き店舗があることを把握している。
今後、空き店舗の解消及び地

域経済の活性化を図るため、当該物件の所有者や商店会、関係機関等と連携しながら、新たな入居する事業者に對して改修費や家賃を補助するなど、空き店舗の活用を促していきたい。

⑥ 三ツ木地域運動場の利用について

三ツ木地域運動場周辺に多くの住宅が建ち、騒音など利用者のトラブルが懸念される。従来の利用方法に支障がないよう対策する必要性を感じるが、考えを伺う。

三ツ木地域運動場については、市民の運動・レクリエーション等の用に供する施設として設置されたものであり、少年野球やグラウンドゴルフなどにも利用されているところであるが、その設置目的からも現在の利用方法を継続する考えである。
また、現在のところ騒音などの苦情はないが、今後、苦情が寄せられた場合は状況に応じて対策を検討していきたい。

吉田 篤
(公明党)

⑦ 災害時避難所について

① 避難所開設はマニュアルではどのように行うか伺う。
② 備蓄品の状況を市民が知ることができるようになっているか伺う。

③ 震災時における小・中学校の指定避難所の開設については、各避難所の備蓄倉庫内の初動ボックスに装備している避難所運営マニュアルの初動編に基づき、市職員による初動隊や避難してきた市民等により、避難所である施設の安全確認、トイレ、電気、水道等のライフラインの確認、負傷者の応急手当等を行うこととしている。その後、避難所運営マニュアルの運用編に基づき、避難所運営委員会を立ち上げ、各役割分担をし、パティション等を設置、食料等の配布など本格的な避難所の運用を開始する手順となっている。
④ 災害用物資等の備蓄状況について

は、地域防災計画や事務報告書に掲載し、ホームページにおいて公表しているが、今後、市民の防災意識の向上の観点から、さらに分かりやすい周知に努めていきたい。

⑧ 犬・猫等の殺処分について

① 東京都動物愛護相談センター管内での殺処分の現状について伺う。
② 譲渡会の現状を伺う。

③ 東京都動物愛護相談センターにおける令和4年度の犬・猫等の致死処分状況については、管轄区域全体では犬が13頭、猫が159頭、うさぎ等が2頭であり、このうち多摩支所の管轄区域では犬が9頭、猫が28頭、うさぎ等が0頭である。
譲渡会については、ボランティア団体による去勢等をした飼い主のいない猫の譲渡会が令和5年度はこれまで6回開催されており、市としては会場確保の協力などを行っているところである。

⑨ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

令和6年度以降のワクチン予防接種に対する市の考えを伺う。
④ 高齢者の肺炎球菌予防接種は、65歳以上を対象に平成26年10月から定期接種化され、これまでは経過措置として、65歳から100歳までの5歳きざみの年齢のかたを対象に実施していたが、この経過措置は令和5年度末で終了することが厚生労働省の基本方針部会で了承されている。そのため、令和6年度における本市の高齢者肺炎球菌予防接種の対象者は65歳のかたを基本として、予算に計上したところである。
一方で、令和6年度の予防接種関連補助事業の予算案について情報提供があり、高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業として、定期予防接種の経過措置期間中にワクチンの接種機会を逃したかたを、令和6年度限り対象とすることが示されていることから、本市においても、今後、検討を進めていく。

⑩ 交差点停止線について

岸一丁目30番地南西側と、神明三丁目10番地南側にある交差点の停止線を下げないか伺う。
⑤ 停止線の移設について、東大和

可決した案

第1回定例会

条 例

▼武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

夏期休暇の取得期間が業務の繁忙期等に当たり、夏期休暇の取得が困難であると認められる職員について、当該休暇の取得期間を拡大するもの。

▼武蔵村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するもの。

▼武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行並びに届書等情報の内容に係る証明書の交付及び閲覧に係る事務手数料を定めるもの。

▼武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるとともに、併せて規定を整備するもの。

▼武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、子ども家庭部に新たに設置する子ども政策課を会議の庶務担当課として定めるとともに、併せて規定を整備するもの。

▼武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに三ツ木一丁目東児童遊園を設置するもの。

▼武蔵村山市敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例

敬老金の支給要件及び支給額を改めるとともに、長寿祝い金の支給について定めるもの。

▼武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援の充実を図るため、高校生等の医療費の助成に係る保護者の所得制限並びに学齢児童及び高校生等の通院に係る医療費の一部負担金を廃止するもの。

▼武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の税率、被保険者均等割額及び軽減額を改めるもの。

▼武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例

令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険の保険料率を定めるとともに、武蔵村山市介護認定審査会の委員の定数を改めるもの。

▼指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の規定を整備するもの。

▼武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

立川都市計画地区計画学園二丁目地区地区計画を変更したことに伴い、当該地区計画で定める建築物に関する制限の内容との整合を図るもの。

予 算

▼令和6年度武蔵村山市一般会計予算

- (1) 一般会計予算
- (2) 国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 介護保険特別会計予算
- (4) 都市核地区土地地区画整理事業特別会計予算
- (5) 後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 下水道事業会計予算

なお、詳細については、1面に掲載しています。

▼令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第10号）

補正額5億143万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億7,921万2千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

補正額10億9,226万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億9,619万2千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正額4億2,828万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億7,097万8千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市都市核地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

補正額382万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億4,336万4千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

補正額164万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,232万3千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第3号）

収益的支出について、補正額92万7千円を追加し、13億7,202万2千円とするもの。資本的支出について、補正額7千円を追加し、8億7,083万4千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第11号）

補正額148万7千4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億7,003万3千円とするもの。

▼令和5年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第4号）

資本的支出について、補正額82万8千円を減額し、7億8,800万4千円とするもの。

▼令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算（第1号）

補正額9,937万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億9,184万1千円とするもの。

▼令和6年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第1号）

資本的収入について、補正額382万5千6千円を減額し、16億8,045万5千円を減額し、44億5万5千円を追加し、20億2,598万1千円とするもの。

規 約

▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を関係区市町村の一般会計において負担する特例を定めるもの。

人 事

▼教育委員会教育長の任命について

任期満了に伴い、池谷光二氏を任命するもの。

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

任期満了に伴い、小峯喜美恵氏を推薦するもの。

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

任期満了に伴い、水野理恵氏を推薦するもの。

専 決 処 分

▼専決処分の承認を求めることについて

(1) 物損事故による損害賠償の額の決定について

シドメ久保第二運動広場の利用者のいざれかが打った硬式野球ボールが、当該運動広場の南側に設置された防球ネットを超え、住宅の屋根に当たり、屋根の一部を破損した物損事故に関して、市が支払うべき損害賠償額（60万5千円）を決定するもの。

(2) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第9号）

住民税均等割のみ課税世帯等の低所得世帯に対する生活支援特別給付金給付事業について国から速やかな実施を要請されていることから、緊急に予算措置を講ずるものであり、補正額1億7,325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を342億9,356万6千円とするもの。

道 路

▼市道路線の認定について

開発行為に伴う寄附の申出があり、市道路線として認定するもの。

▼市道路線の廃止について

新たに一般市道D第262号線を認定することに伴い、路線を廃止するもの。

▼市道路線の認定について

開発行為に伴う寄附の申出があり、市道路線として認定するもの。

▼市道路線の廃止について

新たに一般市道E第309号線を認定することに伴い、路線を廃止するもの。

報 告

▼武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画について

武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の策定について、障害者基本法の規定により報告された。

そ の 他

▼附帯控訴の提起について

損害賠償請求事件について附帯控訴を提起するもの。

意 見 書

この定例会で、次のとおり意見書1件を可決し、関係機関へ提出しました。

▼学校給食費の無償化に全額公費負担を求める意見書



陳情の審議結果

この定例会における陳情の審議結果は、次のとおりです。

● 不採択となったもの

◇ 総務文教委員会

▼ 市役所庁舎にカーポートを2台設置することに關する陳情

▼ 学校体育館施設スポーツ開放にかかる使用料の無料化に關する陳情

◇ 厚生産業委員会

▼ 陳情書（老人福祉会館の名称をなじみやすい名称に変更して下さい。）

▼ 離婚後共同親権には慎重に対応することを求める陳情

◇ 建設環境委員会

▼ 「ムラタク」をステーションを増やす陳情

お知らせ
各種会合の案内状等への会費の明示について

各種会合等の開催に当たり、実費相当分の会費を徴収する旨の明示がない案内状で、議員に会費等を求めることや議員が金銭を支払うことは、公職選挙法第199条の2の規定（公職の候補者等の寄附の禁止）に抵触し、罰則をもって禁止されております。

市民の皆様におかれましては、市議会議員に各種会合等の案内をする際には、実費相当分の会費を明示くださるようお願い申し上げます。

意見の分かれた議案等

○：賛成
×：反対

◎：賛成（提出会派）

第1回定例会

案 件		会 派	新政会 (6人)	公明党 (6人)	日本共産党 (3人)	市民のチカラ (2人)	清流 (1人)	日本維新の会 (1人)	議決結果
市長提出議案	令和6年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算		○	○	×	○	○	○	原案可決
	令和6年度武蔵村山市介護保険特別会計予算		○	○	×	○	○	○	原案可決
	令和6年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算		○	○	×	○	○	○	原案可決
	武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	○	原案可決
	武蔵村山市敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	○	原案可決
	武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	○	原案可決
	武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	○	原案可決
	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		○	○	×	○	○	○	原案可決
	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について		○	○	×	○	○	○	原案可決
議員提出議案	ラファへの総攻撃の中止と恒久的停戦を求める意見書		×	×	◎	×	×	×	否 決
	P F A Sによる汚染の原因究明と対策等を求める意見書		×	×	◎	×	○	×	否 決
	裏金事件の解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書		×	×	◎	○	○	×	否 決
	C V - 2 2 オスプレイの墜落事故原因及び配備撤回を求める意見書		×	×	◎	×	×	×	否 決
陳 情	学校体育館施設スポーツ開放にかかる使用料の無料化に關する陳情		×	×	○	○	×	×	不 採 択
	離婚後共同親権には慎重に対応することを求める陳情		×	×	○	×	○	×	不 採 択

※（ ）は、会派所属議員数です。ただし、新政会については、議長を除いた人数です。

次の市議会定例会（令和6年第2回）は
6月上旬に開会の予定です。

▼ 傍聴はお気軽にどうぞ 傍聴を希望される方は、当日、
議会事務局（市役所5階）へお申し出ください。

※車椅子での傍聴もできます。（障害者用トイレも設置されています）
※会議は、通常午前9時30分から始まります。

会議録をご覧ください

議会だよりは、紙面の都合により
発言の一部や要旨のみを掲載して
います。詳細は、会議録をご覧ください。
会議録は、ホームページで検索
するか、市内の各図書館や市役所1階
の市政情報コーナーのほか、5階の
議会事務局に備えてあります。
なお、会議録は議会閉会後、お
おね2か月後の発行となります。

議会中継のお知らせ

市議会では、本会議と予算特別委
員会の模様をインターネットで録画
配信を行っています。動画は、会議
当日の約一週間後から見ることが
できます。

なお、令和5年第4回定例会から
しばらくの間は、議場カメラの不調
により、映像が表示されない状況に
なっています。申し訳ございません
が、「議会のインターネット配信」で
は、音声のみお聞きください。

声の議会だより

目の不自由な方等に「声の議会だ
より」（デジィ規格のCD）をお届
けしています。ご家族や知り合い
でご希望の方がいらっしゃいまし
たら、ご連絡ください。

写真差し上げます

議会だよりの写真に、あなたが写っ
ておましたら、電話又はファックス
にてお申し込みください。無料で写
真を差し上げます。

申込受付期間

発行の日から約1か月以内
□武蔵村山市議会事務局
☎042（565）1111
ファックス番号 内線5112
042（564）0788

議長の行事スケジュール



議 長
田口 和弘

（1月）

22日（月） 東京都三多摩地区消防連
営協議会第二部会

（2月）

30日（火） 第41回北方領土の返還を
求める都民大会

（3月）

31日（水） 全国市議会議長会基
地協議会正副会長・監事・相
談役会

（4月）

13日（火） 全国市議会議長会基
地協議会第87回総会

例総会

（議会編集委員）

◎土田 雅一 ○須藤 千詠子
大野 正士 天目石 要一郎
木村 祐子 小部山 吉則
藤枝 奈々 石黒 照久
◎は委員長 ○は副委員長

